

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	アンチダンピング措置	・2020年10月、国際通商省が日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するアンチダンピング措置をEU離脱後に撤廃する旨、公表。	継続		
2	日鉄連	セーフガード措置	・2020年9月30日、国際通商省がEU離脱後に鋼板類、棒鋼、線材、形鋼、軌条、鋼管19カテゴリーを含む鋼材全般に対するセーフガード措置を適用する旨、公示。 -2021年6月30日、セーフガード措置のTransition reviewの最終決定を公示。10品目カテゴリーの措置を3年間延長。また、新たに5品目カテゴリーの措置を1年間延長。 -2021年9月7日、措置見直し調査開始を公示。 -2022年6月、措置見直し調査に対する決定を公示。10品目カテゴリーに対するセーフガード措置を2024年6月30日まで実施、さらに5品目カテゴリーに対するセーフガード措置を2024年6月30日まで延長する旨を公示。 -2023年9月4日、国際通商省 貿易救済庁(TRA)がセーフガード措置延長調査を開始。	変更		
3	日機輸	英国のEU離脱に伴う関税負担(原産地証明)	・英国・EU貿易協力協定(TCA)において、日本、韓国、トルコ等には原産地証明の拡張累積が認められていないため、日本・韓国・トルコ等での生産部品の使用にかかるコストアップが負担となっている。	変更	・EU・英EPAにおける拡張累積の合意。	
4	自動部品	税関検査による輸入品停滞	・輸入品(本ケースはトルコから)が、税関検査にて検査のため1か月以上停滞し状況説明もなく、別途航空便での対応をせざるを得ず、費用が余分に掛かった。次の便も同様に停滞。	継続		
5	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
6	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	日機輸	ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制	・ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制について、 -EUが対ロシア制裁パッケージ第11弾として2023年9月30日から開始した、ロシア産原材料使用の鉄鋼製品に対する輸入規制によって、対象となるHS製品をEU域外からEUに輸出する場合、ロシアを原産国とする材料を使用していない旨の書類の提出を求められることになった。エビデンスの種類などはEU各国税関の裁量に委ねる運用とされたことにより、同じ制裁(規制)でありながら各国税関対応が統一されておらず、過剰な書類提出を求める国もあり、輸出国側対応で非常に工数がかかっている。 -規制内容についてEU加盟国内企業の理解が十分でなく、規制対象以外の製品に対しても宣誓書の提出を求めてくるなどの対応にも追われている。 -英国においても、同じHSを対象としたほぼ同一内容の制裁を行っているが、英国の「ロシア産原材料を使用した鉄鋼製品」の定義がEUよりも厳しい内容となっている。	新規	・EU加盟国で統一した運用とするよう、運用面についても発効前に十分な設計をお願いしたい。 ・EU企業が、輸入規制の内容を正確に理解するよう、EU内での説明会の実施等を促して頂きたい。 ・英国とEUで整合した規制内容として頂きたい。	・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019 ・ COUNCIL REGULATION (EU) 2023/1214 of 23 June 2023 amending Regulation (EU) No 833/2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine (Annex V List of iron and steel products referred to in Article 3g) ・ Schedule 3B of the United Kingdom's Russia Sanctions (EU Exit) Regulations 2019
4. 為替管理・金融						

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	EMIR対応による煩雑な報告義務及び免除申請	・欧州市場インフラ規制（EMIR：European Market Infrastructure Regulation）にて定められた規則につき、金融機関だけではなく事業会社にも取引情報蓄積機関（TR：Trade Repository）への報告義務がある。金融機関との取引だけではなく、グループ内取引も対象となるため規制対応負担が重い。 また、グループ内取引の免除規則も導入されたが、免除申請が欧州連合と英国で異なり煩雑な手続きが必要。	継続	・規則の緩和、手続きの簡素化をして頂きたい。 ・事業会社への適用は免除頂きたい。	・欧州市場インフラ規則
5. 税制						
1	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・OECDをはじめ、BEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないもの。各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税に繋がることが懸念される。 それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。 ・今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間で実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。	・2018年度予算案及び法案（2019年7月） ・BEPS2.0プロジェクト
6. 雇用						
1	自動部品	最低賃金上げ・賃金の高騰	・物価レベル、Living Wageを考慮し、設定される最低賃金は、EU他国との比較で非常に高いレベルにあり、人に頼る工程が多い製造では、競争力が保てず、大陸側のビジネス確保が非常に困難になってきており、経営を圧迫している。	継続		・最低賃金法
2	自動部品	技術者の不足	・技術者の絶対数が需要に比べ少ない。製造の現地移管を図るに当たり、現地人技術者の絶対数が不足する大手の企業、賃金の高い企業からの引き抜きが頻繁に発生、安定したオペレーションの運営を困難としている。	継続		
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	留学生扶養家族に対するビザ取得要件の厳格化	・2024年1月に適用開始した英国の法改正において、修士課程（MBA含む）の学生ビザで家族帯同が禁じられた。 就学・キャリア形成環境としてロンドンを希望するも、家族帯同不可を理由に他国に進学を余儀なくされる事態が生じている。	新規	・企業派遣生に対する条件免除。	
2	日機輸	運転免許取得申請の滞在許可証原本の提出義務	・当地での運転免許取得に関して、BRP（滞在許可証）の原本を預けなければならなくなった。英国外渡航時にBRPの携行が必要のため、免許の取得申請中に国外出張ができない。	継続	・英国における運転免許取得の際に預ける日本の免許証を、帰国の際に一時的に返却する制度を作って頂きたい。	
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	通常実施権の対抗要件	・通常実施権が登録されている場合又は第三者が通常実施権の存在につき悪意の場合には、当該通常実施権を第三者に対抗できる。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。 また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。 実際に、実施許諾を受けている特許権に基づいて提訴される事件が発生している国もあり、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。	継続	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにして頂きたい。	・英国特許法第33条

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	製薬協	パテントリンケージ制度の不在	・ CPTPPではパテントリンケージ制度が知財関連規定に含まれているが、現在英国ではこの仕組みが存在しない。(パテントリンケージは、後発医薬品承認時に先発医薬品の有効特許を考慮する仕組みである。)	変更	・ CPTPPに従い、英国でパテントリンケージ制度の導入を要望して頂きたい。	
3	製薬協	SPCの基準日の相違によるSPC期間の短縮	・ 英国では医薬品の補充的保護証明書 (SPC: Supplementary protection certificate) 計算の基準日は、特許出願から欧州医薬品庁 (EMA: European Medicine Agency) もしくは英国医薬品医療製品規制庁 (MHRA: UK medicines regulator) のいずれか早い方での承認取得日までとなっている。(UKはBrexitによりEUから脱退したため、別途MHRAに承認申請する必要がある) Backlogのため同時期に申請したとしてもMHRAでの承認はEMAでの承認よりも遅れる。 上記理由によりEU/EEAでの承認が基準日となり、現在の計算方法では (EMA~MHRAでの承認期間の差分だけ) UKのSPC期間が削られている。	新規	・ 英国でのSPC計算の起点はMHRAにおける承認取得日とすることを期待する。	・ The Supplementary Protection Certificates (Amendment) (EU Exit) Regulations 2020 (legislation.gov.uk)
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	英国とEUの法規制の不統一	・ 現在、英国の医療機器規制 (UK MDR: UK Medical Devices Regulations) は医療機器指令 (MDD) ベースであるが、2024、2025年に予定されている法改正ドラフトでは、市販後調査などでMDRを参考にして構築しているところが見られるにもかかわらず、法規制が異なるため、EUとは別に管理しなければならず、費用も時間もその分余計にかかる。	新規	・ 医療機器は対象ではないが、特定の製品群において、EUのCEマークを無期限に受け入れる決定がなされていることから、医療機器もその対象に含めて、無期限にCEでもUKCAでもどちらでも流通可能にしてもらいたい。	・ UKMDR ・ MDR
2	日農工	英国のEU離脱による新たな認証マーク取得義務	・ 英国のEU離脱により今までの製品に適應される認証マーク (CEマーキング) 以外にも新たに英国が独自の認証マーク (UKCAマーキング) の取得を義務づけたため、工場と同様の認証取得が不可欠となった。	新規	・ EU離脱前と同様の対応。	・ CEマーキング
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	CBAM規則の不明瞭	・ 炭素国境調整メカニズム (CBAM) 規則について、以下の問題がある。 - EUのCBAM移行期間が2023年10月開始し、2024年1月末に第一回目報告期限を迎えた。不正確な報告や報告を怠れば (輸入者に) 罰金を課すという制度でありながら、内容に不明瞭な点も多いため、内容確認や具体的対応の検討が思うように行えず大変な負担となった。また輸出者各社から調査依頼を受けているが、各社依頼内容が様々であり、対応に相当の工数を要している。 - 2025年からEU指定の計算方法での炭素量算出が必須となるが、非常に難解な内容である。ボルトやナットなどの鉄鋼製品は、実生産者が中小規模の生産者であることが多く、対応が非常に困難で、また相当の負担が予想されるため、代理で計算できるツールの検討が必要である。 - 控除されるべき「日本で支払った炭素税」については、何を炭素税と捉えるのか現時点は不明である。	新規	・ 対象品拡大の抑制。(現在の限られた対象製品対応だけでも相当な負担となる見込み。) ・ 日本政府からの情報展開もお願いしたい。 ・ 英国でもCBAM導入が決定されたが、EU版と同一の制度となるようお願いしたい。(計算方法が異なることになれば、対応がさらに困難)	・ REGULATION (EU) 2023/956 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	現代奴隷法の不明瞭・周知不足	・ 現代奴隷法の対象となる取引およびモニタリングの基準が不明瞭。また、サプライチェーン上の人権・労働問題に関する、事業のリスクプロファイルに応じた啓蒙ツールが多くないと感じる。	継続	・ 当局による啓蒙セミナー、E-learningおよび事例紹介 (企業の対応事例など) を共有してもらいたい。	・ The Modern Slavery Act 2015
16. 地域紛争に起因する問題						
1	日機輸	ロシア・ウクライナの紛争等による英国	・ ロシア・ウクライナの紛争等の影響で、2022年上期~9月くらいをピークに、英国ビザの発行や更新に、従来の倍以上の時間がかかった。現在状況は落ち着いてきているものの、同様の対応が発生した際に、どこかの機関に働	継続	・ 円滑なビザ発給業務を実施して頂きたい。	

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		ビザの発行遅延	きかける必要がある。			
2	日機輸	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・イスラエル紛争に端を発して紅海における商船への攻撃が続いている。そのためスエズ運河を経由せずに喜望峰周りで欧州及び紅海周辺国に向けて航路を変更する船社が続発しており、世界中のサプライチェーンに影響を及ぼしている。 具体的には、海上LTの延伸、海上運賃市況の高騰、スペースの制約、将来的なコンテナ不足など。	新規		
3	自動部品	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・中東危機を発端に、アジア発の船便がスエズ運河を回避、喜望峰回りとなったため、リードタイムが2-3週間増となっている。	新規		
99. その他						
1	自動部品	英国のEU離脱に伴うビジネス機会減少	・英国のEU離脱後、EUとの通商交渉に基づく関税設置の懸念が払拭出来ず、またEU得意先の生産地比率等から、英国仕入先との取引を敬遠する得意先もあり、対大陸側得意先への競争力低下、ビジネス機会減少。 EU離脱後、特に技能員等のロースキルにてEU移民労働力確保が困難になり英国人の採用を増やしているが、定着率が悪く、人の入替が増加し生産性の低下を招き収益を圧迫している。	継続		

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。